

第 7 節 電波障害・日照障害対策

第 1 電波障害対策

電波障害には、自然的要素である地形からの電波遮へいによる難視聴と中高層建築物、高架道路等による遮へい障害、反射障害があり、近年、都市の高密度化など都市構造の複雑化が人為的電波障害を増加させている。現在、受信障害については、技術的な解決が容易であることから法上の規制はなく、原因者負担の原則に基づき、建築主と地域住民の協議により解決が図られている。この手段として、有線テレビジョン放送施設が設置されているが、その施設（引込端子数が501以上）の設置・変更にあたっては、有線テレビジョン放送法第3条・第7条に基づく郵政大臣の許可が必要である。その許可にあたっては、同法第4条第2項、第7条第2項に基づき都道府県の意見をきくこととされており、府においては平成5年度34件について、地元市町村やNHKに対して意見を求め、回答した。

第 2 日照障害対策

日照障害は、基本的には、建築主と当事者間の協議により解決が図られるものであるが、住宅市街地において建設される中高層建築物については、影響を与える範囲が広いことから、その周辺の日照条件の悪化を防ぎ、良好な居住環境を保つため定められた建築基準法及び大阪府建築基準法施行条例に基づき、日影時間の制限による建築物を形態規制を行った。

また、エコーセンターの住宅相談コーナーにおいては、日照問題も含めた住宅・宅地問題に関する各種の相談に応じた。

なお、府営住宅の建設にあたっては、団地及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するため、公営住宅建設基準に基づき、必要な日照等を確保するとともに、特定賃貸住宅建設資金融資あっせん制度において、誘導基準の項目に「南面採光」を掲げ、日照に配慮した民間賃貸住宅の建設誘導に努めた。